

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

国際的な労働力移動自由化時代における
歯科医師養成制度のあり方に関する研究

(H22-政策-一般-002)

平成22年度～23年度 総合研究報告書

研究代表者 鶴田 潤

平成24年（2012）3月

厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究
(H22-政策-一般-002)

平成 22 年度～23 年度（2011 年度～2012 年度）

総合研究報告書

目次

I. 総合研究報告書

国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究・・・4

鶴田 潤

資料・・・20

資料 1：欧州連合（EU）／欧州経済領域（EEA）における歯科医師について

資料 2：欧州連合（EU）／欧州経済領域（EEA）における各国の歯科医師の流出入について

資料 3：Profile and Competences for the Graduating European Dentist

Update 2009 Association for Dental Education in Europe

資料 4：歯科医師に関する ASEAN 相互承認枠組み協定（和訳）

資料 5：ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Dental Practitioners（英文）

資料 6：Laws of Malaysia ACT51 より、「Registration」関連部分抜粋

資料 7：Malaysia, List of Qualifications Recognised under Section12(1)
of the Dental Act 1971

資料 8：マレーシアにおける歯科医師新規登録者数データ（2005 年～2009 年）

資料 9：Singapore, The Schedule List of Registable Basic Dental Qualifications

資料 10：韓国歯科医師国家試験合格率（1986 年～2003 年）

資料 11：Australian Dental Council, Public Sector Dental Workforce Scheme

List of Accredited Dental Undergraduate Programs whose Graduate are eligible
to participate in the Public Sector Dental Workforce Scheme

資料 12：国際的な歯科医師の質保証制度に則った歯科医師管理の新制度

-日本歯科評議会（仮称）の設置について-（提案）

II. 研究成果の刊行に関する一覧表（該当なし）・・・106

III. 研究成果の刊行物・別刷は（該当なし）

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究
(H22-政策—一般-002)

総合研究報告書

国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究

研究代表者 鶴田 潤（東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野 講師）

研究要旨

国際的な労働力の移動が活発となり、高度専門的職業人の移動が国境を越えて、起こる時代が予測され始めている。特に医療職における高度専門的職業人については、国ごとに、免許認可、労働許可を行っているため、国境を越えての労働を行うためには、免許内容の認証、労働許可条件の認証が必要となってくる。本研究においては、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について情報を分析するために、その養成課程の内容をふまえた調査を行うことを目的とし、平成22年度については、欧州、北米、日本、平成23年度については、ASEAN加盟国を中心に調査をすることとした。

平成 22 年度は、現在我が国で、「歯科医師」として労働している労働者について、その取り巻く状況、教育課程、免許取得、生涯研修制度、社会保険医登録、認定医・専門医制度等の歯科医療骨格の基本をなす部分、外国人・外国人歯科医師の受入れ制度の状況や、他国との連携状況の調査をした。また、先例として既に多国間での歯科医師免許の認証を行なっている EU/EEA 加盟国について、歴史、外国人受入れ制度、法的根拠、歯科医師教育制度（卒前、卒後、生涯研修）、歯科医師数、社会保険制度との関連等を調査した。北米として、米国における外国人歯科医師の受入れ制度について、教育過程、試験制度等を調査した。平成 23 年度は、ASEAN 地域における歯科医師に関わる免許相互承認の詳細と東南アジア各国（韓国、オーストラリアを含む）における歯科医師の管理・監督制度の調査を行った。

EU/EEA加盟国においては、加盟国全てに対して遵守すべき法的根拠が示され、各国、それぞれの国の状況に照らし合わせながら、他国歯科医師の受入れ体制を整備していた。一方、教育内容の収斂・標準化を目指す活動が、ヨーロッパ歯科医学教育学会により行われていた。米国においては、50州それぞれに州政府としての体制があり、教育要件、臨床要件が様々であった。我が国においては、卒前教育制度、歯科臨床研修制度は充実してきている一方、生涯研修が義務でない点や社会保障制度における保険医管理の問題点が見出され、今後、現行制度から発展した外国人歯科医師受入れ体制を考える場合には、制度の改革が必要であると考えられた。一方、ASEAN地域においては、ASEAN共同体2015年成立という具体的目標に沿い、AECブループリ

ントが用意され、2009年には、歯科医師に関する相互承認枠組み協定(ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Dental Practitioners)が締結されている。この協定に基づき、ASEAN加盟国は、各国の専門歯科規制当局(PDRA: Professional Dental Regulatory Authority)の自国の歯科医師管理制度を整備していた。調査対象国においては、外国人歯科医師受入制度を含めた歯科医籍登録制度を、PDRAが明文化した法的根拠をもとに運用しており、それらの情報は各PDRAのホームページで確認できるものであった。歯科医籍登録の種類(レベル)は、各国により異なるものの、完全登録、条件付き登録、仮登録等、歯科医師の労働目的により、種別が異なるということが一般であった。

自由貿易、経済協力協定に基づく単一市場、共同市場の創立の動きにより、歯科医療職人材が国境を越えて活動をすることが可能となり、その地域は、EUのみならず、2015年のASEAN共同体の取組みでも拡大している。また、国家間におけるCore Competencyの共有により、今まで不透明であった国家間の歯科医師の質の比較について、教育課程のAccreditation(評価認証)を通して、比較結果を示すことで、同等であることを証明することも可能となる。このように、国際的な労働力移動自由化が現実となる時代においては、「歯科医師」という職種が、どの国においても、一定の職種範囲・レベルを共有し、その質が互いに担保されることが日常となるかもしれない。将来の歯科医師を養成する歯科医学教育機関においては、自国の国民のための歯科医師養成を主目的としても、現実的に、その中から他国で労働を行う歯科医師が出てくることを踏まえ、カリキュラム立案時に、世界で共有されるレベルのCompetencyを教育の中に組み入れ、国際認証に耐えうるカリキュラムをもって、学生教育にあたる必要が出てくると思われる。同時に、国際的な高等教育における学位の質保証についても、考慮する必要が生じると思われる。ASEANという我が国の近隣諸国における大きな変化を単に見過ごすのではなく、将来の真の国際協調、協力関係を構築するために、我が国における歯科医師の管理・監督体制について、日本のPDRAの設立も含め、早急に議論を起こし、推し進める必要があると思われた。

研究分担者：森尾 郁子
(東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野
教授)

A. 研究目的

国際的な労働力の移動が活発となり、高度専門的職業人の移動が国境を越えて起こる時代が予測されている。特に医療職における高度専門的職業人については、我が国においては、EPA

によるフィリピン、インドネシアからの看護師、介護士の受入れ事例から見ても、国ごとに国家試験の整備、免許認可条件、労働許可条件の設定を行っているため、それぞれの認証が問題となり、当初の計画にそぐわない結果となっている事実がある。

本研究においては、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について情報を分析するために、その養成課程の内容をふまえた調査を行うことを目的とした。

まず、平成22年度については、

1. 現在我が国で、「歯科医師」として働いている労働者について、その取り巻く状況、教育課程、免許取得、生涯研修制度、社会保険医登録、認定医・専門医制度等の歯科医療骨格の基本をなす部分、外国人・外国人歯科医師の状況や、他国との連携状況の調査をした。また、

2. 先例として既に多国間での歯科医師免許の認証を行なっている EU/EEA 加盟国について、歴史、外国人歯科医師受入れ制度、法的根拠、歯科医師教育制度（卒前、卒後、生涯研修）、歯科医師数、社会保険制度との関連等を調査した。

3. 北米として、米国における外国人歯科医師の受入れ制度について、教育過程、試験制度等を調査した。

そして、平成23年度については、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について情報を分析するために、アジア諸国、特に、東南アジア諸国連合（ASEAN: Association of South - East Asian Nations）における歯科医師免許の相互承認制度について、また、マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、韓国、オーストラリアについて、歯科医籍登録制度、歯科医業許可制度、外国人歯科医師受入制度等の情報を収集し、各国の歯科医師管理・監督制度がどのようなものであるか調査することを主眼点として、

4. 東南アジア地域協力機構であるASEANにおいて加盟国が目指すASEAN共同体（ASEAN Community）創設に対し、ASEAN Economy Community（AEC）成立のためブループリントに定められた歯科医師に関する相互承認枠組み協定（MRA: Mutual Recognition Arrangement）

について、その詳細を分析し、

5. 東南アジア諸国および近隣国である韓国、オーストラリアにおける歯科医師管理・監督制度を、その管轄機関である専門歯科規制当局（PDRA: Professional Dental Regulatory Authority）の在り方、外国人歯科医師受入体制の在り方等を調査することで、2015年まで3年となっている現在の管理体制を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

平成22年度（1～3）

1. 日本における外国人歯科医師受入れ体制の諸状況に関する研究

厚生労働省、経済産業省、総務省等の出版物をもとにした情報収集、データ収集を行うとともに、合わせて厚生労働省へのインタビュー調査を行った。（平成23年2月8日：厚生労働省。）

2. European Union における外国人歯科医師受入れ体制の諸状況に関する研究

EUに関係する資料について、訪問調査、インターネット上より入手した資料をもとに情報を収集した。また、ヨーロッパ歯科医学教育学会（ADEE）において得られた書類を参考とした。インタビュー調査については、英国 General Dental Council、British Dental Association、King' s College London、ロンドンにおいて、インタビューを行い、英国に関する資料情報収集を行った。（平成22年11月5日～平成22年11月11日）

3. 米国における外国人歯科医師受入れ体制の諸状況に関する研究

米国に関係する資料について、訪問調査、インターネット上より入手した資料をもとに情報を収集した。また、American Dental Association (ADA)において得られた書類を参考とした。インタビュー調査については、American Dental Association (ADA)、シカゴにおいて、インタビューを行い、米国に関する資料情報収集を行った。(平成23年1月28日)

平成23年度(4、5)

4. ASEANの歯科医師に関する相互承認

認枠組み協定に関する研究

研究方法としては、経済産業省、外務省等のホームページ情報、出版物をもとにした情報収集、データ収集および東南アジア歯科医学教育学会シンガポール学術大会への参加にて調査を行った。(平成23年11月28～30日)

5. 東南アジア諸国における歯科医師管理制度および外国人歯科医師受け入れ体制の諸状況に関する研究

各国専門歯科規制当局(PDRA: Professional Dental Regulatory Authority)に関係する資料について、インターネット上より入手した資料をもとに情報を収集した。また、インドネシア医科評議会(Indonesian Medical Council)および韓国歯科医学教育認証評価機構(Korean Institute of Dental Education and Evaluation)への訪問調査にて得られた書類、インタビュー内容を参考とした。

1. 平成24年1月10日～1月11日

Korean Institute of Dental Education and Evaluation

2. 平成24年2月13日～2月15日

Indonesian Medical Council

(倫理面への配慮)

本研究においては、主に資料収集に基づく調査を行うことから、被験者を対象とした実験を行うことはなく、倫理面での配慮において、被験者に対して行うべき点は認められない。

C. 研究結果

平成22年度(1～3)

1. 日本における外国人歯科医師受入れ体制の諸状況に関する研究

現在、日本では届け出歯科医師数は99,426人(平成20年12月31日現在)であり、うち、医療施設の従事者は96,674人である。人口は1億2769万2千人(平成20年10月)であることから、歯科医師対人口比は、1,284人である。

歯科医師数については、一般に過剰であるという認識の下、近年は歯科医師国家試験の合格率は、70%前後となっている。我が国で歯科医籍登録を行うためには、歯科医師国家試験合格が必要であり、その後歯科医師として独立した労働を行うためには、最低1年間の歯科医師臨床研修を修了することが必要である。外国人であり、我が国の歯科医師免許を取得したい場合は、29大学のいずれかの卒前教育を受けて国家試験を受験する方法、既に外国で教育機関を卒業している場合、歯科医師免許を取得している場合は、歯科医師国家試験予備試験を受験し、合格後実地修練を受け、歯科医師国家試験受験資格を得る方法、歯科医師国家試験受験資格認定を受け、歯科医師国家試験受験資格を得る方

法がある。

外国人歯科医師に関する数的なデータは公表されていないが、毎年約2名がこの制度により歯科医師国家試験に合格している。歯科医師となった後は、生涯研修は義務ではない。また、専門医制度についても国が直接管理する国家資格ではなく、各学会が認定、管理を行うものである。そして、社会保険制度の保険医の登録についても、特に試験はない状態である。

2. European Union における外国人歯科医師受入れ体制の諸状況に関する研究

EU加盟国27ヶ国に加え、EEA加盟国が、歯科医師の自由移動について受入れる体制をとっている。EUの拡大の歴史にともない、EU指令等の法的根拠も整えられ、現在は、自由移動について障壁となる言語も含め、制限がほとんどなく移動できる状態となっている。一方、卒業したての歯科医師の能力の水準を保つために、卒前教育におけるカリキュラムの収斂・標準化について、160校以上の教育機関が会員であるヨーロッパ歯科医学教育学会(ADEE)が、EU予算にて、1997年からDentEdプロジェクトを遂行し、2009年には「Profile and Competences for the Graduating European Dentist-2009」をヘルシンキ総会で承認している。各国において、国の社会保障制度の質、歯科医療の質の維持をはかるための保守的な方向性と労働者の移動促進をはかるための革新的な方向性とのバランス関係が、一部の国においては社会保険医療制度登録時の条件に現れる等、各国の事情により様々な取り組みが認められた。歯科医師の国際的移動については、自国歯科医師総数に対し外国人歯科医師が占め

る割合が、スイスで44.4%、英国で25.1%、ノルウェーで22.6%であった。EU/EEA28ヶ国では、平均9.4%であった。このデータからもEU/EEA地域においては、外国人歯科医師の移動については活動的であることが示され、この結果、歯科診療の現場で生じた変化の把握を含め、今後の流動について、さらに情報を収集する必要があると考えられた。

3. 米国における外国人歯科医師受入れ体制の諸状況に関する研究

米国においては、歯科医師となるためには、3要件：教育的要件、筆記試験要件、臨床試験要件があり、教育要件については、基本的にAmerican Dental Association(ADA) Commission on Dental Accreditation(CODA)が認証した教育機関にて、D.D.S., D.M.Dの学位を得ることが必要となる。この条件は協定を結んでいるカナダにおいても共通であり、現在、米国61校、カナダ10校の教育機関が該当している(2011年)。筆記試験要件については、ADA National Board of Dental Examination(NBDE) Part I、Part IIに合格することが必要である。臨床試験については、基本的に、州ごとに実施されるものであり、試験管理団体によって運営されている。外国人歯科医師の歯科医師免許取得条件については、50州50様であり、その規則についても、一律に維持されているものではなく、毎年確認が必要なものであるとのことであった。

外国で既に歯科医師免許を取得している歯科医師に対する共有要件は、基本的に、ADACODAによって認証された2年以上のプログラム(卒前あるいは卒後教育)を修了し、他2要件に合

格することで、免許取得を行うことであるが、州によっては、特に規則のない州、限定免許を発行する州など様々であった。また、ADACODAについては、国際的評価認証を行う International Accreditation を開始しており、現在までに運用している教育機関はないものの、今後、中東、インド等の教育機関の動向を注視する必要があると考えられた。

平成 23 年度（4、5）

4. ASEAN の歯科医師に関する相互承認枠組み協定に関する研究

（1）ASEAN について

ASEAN は、1967 年結成時のインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアに加えて、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの 10 カ国を加盟国とする地域協力機構である。

2003 年 10 月に開催の第 9 回 ASEAN 首脳会議の「第 2ASEAN 協和宣言」をもとに、ASEAN 共同体に向けた新たなフェーズへ移行した。ASEAN 共同体は、ASEAN 経済共同体（AEC: ASEAN Economic Community）、ASEAN 安全保障共同体（ASC: ASEAN Security Community）、ASEAN 社会・文化共同体（ASCC: ASEAN Social and Cultural Community）により構成される。AEC はその中心的な役割を果たすものであり、当時、2020 年までに、財・サービス・投資・**熟練労働力の自由な移動**を含む単一市場・生産基地を構築することを構想とした。その後、2007 年 1 月の第 12 回 ASEAN 首脳会議では、「ASEAN 共同体の 2015 年成立に関する ASEAN 宣言」により、ASEAN 共同体の創設を、当初の 2020 年の予定を **2015 年**とすることが宣言された。2007

年 11 月の第 13 回 ASEAN 首脳会議では、2015 年までの作業ロードマップとして AEC ブループリントが発出された。

（2）AEC (ASEAN Economic Community) について

AEC については、「物品」、「サービス」、「投資」、「熟練労働者の自由な移動」、「資本のより自由な移動」を行う地域となる。

現在、2015 年の開始を目指した導入行動計画が示されているが、様々な分野における自由化と円滑化は図られるものの、先例として挙げられる EC における取組みと比較すると、自由人の移動や非関税障壁の撤廃等、共同市場としては、不完全な状態となり、EPA、FTA プラスのレベルであると言われている。

（3）AEC における熟練労働者の自由な移動について

AEC ブループリントには、物品貿易・サービス貿易・投資に関わる自然人の移動の管理と入国について、ASEAN 熟練労働者の入国手続きの簡素化が謳われており、サービスの自由移動の促進に関わる点で、

- i) ASEAN 域内における学生、教員の移動を促進する ASEAN 大学ネットワーク (AUN) 内での協調を目指し、
- ii) 2009 年までに、優先サービス領域における職・訓練者の **コア・コンピテンシーと資格の確立** (他領域においては 2015 年までに開発)。
- iii) 技能開発、職配置の促進、ASEAN 加盟国労働者市場情報ネットワークの確立について、ASEAN 加盟国での研究能

力強化が、謳われている。

サービスの自由移動を促進するために、資格相互承認協定 (MRA : Mutual Recognition Arrangement) の締結が行われており、2009年には、会計監査サービス、医師、歯科医師のMRAが締結されている。

(4) ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Dental Practitioners (MRA on Dental Practitioners) について

2015年以降のASEAN地域内における歯科医師資格の相互承認の根拠となる本書類は、前述の通り、2009年に締結されたものである。各国における制度の明確化、専門歯科規制当局 (PDRA: Professional Dental Regulatory Authority) の役割、規則等が明示されている。

5. 東南アジア諸国における歯科医師管理制度および外国人歯科医師受け入れ体制の諸状況に関する研究

(1) マレーシア

マレーシアにおいては、PDRA (Professional Dental Regulatory Authority) として、マレーシア歯科評議会 (MDC : Malaysia Dental Council) が設置されている。MDC業務に関する関連法規は、1) 「Dental Act 1971」、2) 「Private Healthcare Facilities and Services Act 1998」の2法である

マレーシアにおいて歯科医業を行う者は、MDCへの登録が必要となる。2012年4月5日以前の登録者については、国家公的業務への3年間の従事義務があり、それ以

降の登録者については、2年間の従事義務がある。登録方法については3通りあり、1) Dental Act 1971 12(1)に関連する登録 (第2章リストに掲載されている大学の学位保持者)、2) Dental Act 1971 12(3)に関連する登録、3) Dental Act 1971 12(9)に関連する登録である。

歯科医業を行うための証書については、1) 定期歯科医業証書 (APC : Annual Practicing Certificate)、2) 仮歯科医業証書 (TPC : Temporary Practicing Certificate) (・交換プログラム等により、マレーシアを訪問した外国人歯科医師で、短期ハンズオンコースの主催や参加を目的とする者、・外部試験評価者、マレーシア国内の歯科大学や高等教育機関に雇用された教員、もしくは、マレーシアに拠点を持つ外国高等教育機関の教員、・政府業務にあたる外国人高官、・マレーシア国内の歯科大学や高等教育機関の卒後臨床教育課程で学ぶ外国人、もしくは、マレーシアに拠点を持つ外国高等教育機関の卒後臨床教育課程で学ぶ外国人、(特記) 大規模災害時等) の2通りがある。

(2) インドネシア

インドネシアにおいては、PDRAとして、インドネシア医療評議会 (Konsil Kedokteran Indonesia) (英語名 IMC : Indonesian Medical Council) が2005年に設立されている。IDCの業務に関する関連法規は、「Act no 29/2004 on Medical Practice」である。

歯科医師登録制度については、登録なくして労働はできず、1) Registration (登録)、2) Conditional registration (条件付き登録)、3) Temporary registration (仮登録)、4) Re-registration (再登録)

の4種類がある。

通常1)「Registration」(登録)については、学位記、コンピテンス証書、宣誓書、医師による健康診断書などの必要書類と必要経費にて申請後、約3ヶ月の期間をもって登録が行われる。2)「Conditional registration」(条件付き登録)については、インドネシアにおいて、歯科医学教育、診療訓練等に参加する外国人歯科医師を対象とした登録である。一定期間の技術移転や知識移転のために、歯科医学教育活動や研修活動を行う際には、この条件付き登録は必要とされない。3)「Temporary registration」(仮登録)については、短期間の教育や研修、研修、歯科医療を実施する外国人歯科医師を対象とする登録である。IMCへの初登録後は、5年毎の「Re-registration」(再登録制度)が歯科医師業を継続する上で必要となる。「Re-registration」(再登録)のためには、医師による健康診断書のほか、コンピテンスを証明するために毎年30単位の生涯研修に参加することが必要である。

(3) シンガポール

シンガポールにおいては、PDRAとして、シンガポール歯科評議会(SDC: Singapore Dental Council)が設置されている。業務に関する関連法規は、「Dental Registration Act (Chapter 76)」である。

歯科医師登録制度については、1)「Full Registration」、2)「Conditional Registration」、3)「Temporary Registration」の3種類がある。

1)「Full Registration」については、シンガポール国内のいずれの場所においても、1人で

歯科医業を行うことを許可するものである。2)

「Conditional Registration」については、1)「Full Registration」された歯科医師のもと、一定期間内(通常2年)歯科医業を行う者、2)特定の雇用条件のもと歯科医業を行う者が、許可されるものである。SDCの許可が得られれば、「Conditional Registration」の歯科医師は2年後以降、「Full Registration」への申請を行うことが可能となる。3)「Temporary Registration」については、短期間、歯科医業を行うものが許可されるものである。

各登録の登録条件については、1)「Full Registration」は、①シンガポールの学位を保持する者、②SDCに承認された学位を保持し、シンガポールにて歯科医業を行うために十分な知識、技能、経験を有していると判断された者について認められる。2)「Conditional Registration」は、①一覧表に記載されている88個の学位あるいはそれに相当する学位の保持者、②一覧表に記載されている大学の卒業生は、当該国・地域における免許試験への合格が必要であり、学位が免許と同等となる国については、その証明を行う必要があり、③SDCに承認された病院、教育機関、歯科診療所で歯科医師として雇用された者、かつ、④シンガポールにて歯科医業を行うために十分な知識、技能、経験を有していると判断された者、⑤資格認定試験に合格した者について認められる。

3)「Temporary Registration」は、①定められた学位以外の学位保持者、②SDCにより認可された歯科医学教育・修養課程において、教育活動、研究活動あるいは卒後研修を行う者、③国際的に素晴らしい歯科に関する知識、技能、経験を持ち合わせており、シンガポールの人々

に有益であると SDC が判断した者、あるいは、④Dental Registration Act 下での登録が不可能であるが、SDC がこの Act 下で登録を行うにふさわしいと判断した者が認められる。一覧表掲載がない学位保持者は資格認定試験合格が、Conditional Registration に必要であり、シンガポール国外で歯科医学教育を受けた歯科医師に対して行われる試験である。試験は、英語で行われ、試験費用は、2,000 ドル（シンガポールドル）である。試験は、12 か月以内、2 回まで受験することができる。

日本—シンガポール経済連携協定（EPA : Economic Partnership Agreement）については、我が国の対外施策として、1999 年以降、自由貿易協定の締結が促進されてきた。2002 年には、初の EPA となるシンガポールとの経済連携協定が締結され、その際に、協定内には入らなかったももの口上書の交換という形式で、医師、歯科医師の労働力の自由移動に関する条件が取り交わされた。シンガポール医師・歯科医師が、日本の国家試験を英語で受験し合格すること、外国人のみが治療対象であること等を条件に、日本に受け入れることを約束した（医師 7 名、歯科医師 2 名まで）。

また、日本人医師・歯科医師が在留邦人のみが治療対象であること等を条件に、シンガポールに受け入れることを約束した。

2002 年時点では、医師 15 名、歯科医師 5 名までであったが、2005 年の条件拡大に伴い、現在はそれぞれ 30 名、15 名である。

（４）タイ

タイにおいては、PDRA として、1994 年にタイ歯科評議会（TDC : The Dental Council）が

設立されている。タイにおいて歯科医業を行うためには、TDC 会員となった後、「The Registration and Licensing to Practice Dentistry」へ登録する必要がある。登録要件としては、

1) TDC 会員であること、2) 大学管理局あるいは TDC により許可を受けたタイの大学からの DDS を取得していること、3) TDC により認証された海外の大学からの学位を取得していること（当該国の歯科医師免許保持も必要であり、TDC がその免許を認める必要がある）、4) 懲罰等による免許失効状態でないこと等が挙げられている。

タイ以外の国の歯科大学卒業をした歯科医師は、3つの試験に合格することで、タイ歯科医師免許を取得することが可能となる。受験資格は、TDC 会員、あるいは会員申請に対し十分な条件であることが基本となり、1) 20 歳未満でないこと、

2) TDC により認証される学位の保持、3) TDC が歯科医療職として不名誉と扱う不適当な行為等の記録がないこと、4) TDC が歯科医療職として不名誉と扱う犯罪記録がないこと、5) TDC が歯科医業に際し適当でないと考えられる精神的疾患、他疾病に罹患していないことが挙げられ、加えて、学位取得をした国で歯科医師登録をされていること、最終的に、歯科免許委員会による試験に合格することが必要となる。

試験内容は、

パート 1 : 基礎生物学に関する筆記試験、

パート 2 : 臨床科学に関する筆記試験、

パート 3 : 臨床試験

となっている。

パート 3 受験前に、パート 1、2 の合格が

必要である。試験はタイ語で行われる。試験費用は2,000 バーツである。

(5) 韓国

韓国においては、PDERA として、韓国歯科医師会 (KDA : Korean Dental Association)、韓国歯科医学教育評価認証機構 (KIDEE : Korean Institute of Dental Education and Evaluation) が設置されている。KIDEE は、2007 年に設立された機関であり、政府から独立した組織ではあるが、韓国教育科学省により認められた歯科医学教育に関する評価認証団体である。韓国の歯科医療/研究の質について、より高度な方向性を目指すことを目的としており、質保証を通して、米国、英国の質レベルを目指している。免許を得た歯科医師については、KDA への入会は義務であるとのことである。歯科医師国家試験は、国試験院 (NHPLEB : National Health Personnel Licensing Examination Board) により行われており、国内大学卒業生については、毎年1月に行われる試験に対し、卒業あるいは卒業見込みの資格で受験することとなる。2010年の合格率は97%であった。

外国人歯科医師国家試験については、韓国厚生労働省 (Ministry of Health and Welfare) により認証された外国大学を卒業した者で、その大学がある国において歯科医師免許を有している者。または、2010年5月31日現在、「外国大学認定審議委員会」にて認証された大学の卒業生は、外国人向けの歯科医師国家試験 (歯科医師予備試験) (Preliminary Examination for Korean Dental Licensing Examination) を受験することができる。受験内容は、1) 1次試験、2) 2次試験、3) 韓国語試験となってい

る。1) 1次試験は、2科目:MCQ (5肢) 200問の筆記試験、試験範囲は、口腔顔面外科学、歯科保存学、歯科補綴学、小児歯科学、口腔顎顔面放射線学、歯周病学、生体材料学、歯科矯正学、口腔病理学、口腔保健学、口腔生物学、保健医療関連法規等である。2) 2次試験は、1科目5問題の臨床実技試験となる。模型、模擬患者等による試験である。3) 韓国語試験は、韓国教育課程評価院により実施され、5級以上の合格が必要である。

(6) オーストラリア

オーストラリアにおいては、PDRA として、Dental Board of Australia (DBA) が設置されている。DBA は、Australian Health Workforce Ministerial Council により、2009年に設置された機関である。

DBA は、各州、領域における行政機関の援助を受けて、その業務を遂行する。また、オーストラリア歯科評議会 (ADC : Australia Dental Council) が設置されており、ADC は、DBA の歯科関係プログラム認証を委託された1993年設立の外部独立機関である。国家法である「Health Practitioner Regulation National Law Act 2009」よって規定されている。ADC 認証済み教育機関を卒業した学生は、卒業後、DBA へ歯科医師登録することができる。ADC とニュージーランド歯科評議会 (DCNZ : Dental Council of New Zealand) は、ADC の教育プログラム認証制度をと共に利用することとなっており、両国内認証済みプログラムの卒業生はそのまま相互国で登録できることとなっている。現在、ADC の教育プログラム評価認証を受けている大学は、9大学11プログラムである。

このように国内大学についても、厳しく歯科医学教育課程を評価・認証する制度を持っており、教育の質の標準化がなされている。DBA の登録については、教育の質の同位性にに基づき、他国大学卒業生の登録が可能となる制度を運用している。歯科医師登録制度については、Dental Board fo Australia (DBA) へ登録を行う必要がある。一般歯科医師登録方法については、1) Graduate Resitration (国内)、2) Genral Registration (国内/外国人)、3) Limited Registration (外国人) がある。

1) Graduarte Registration については、オーストラリア国内大学を卒業する学生が行う手続きであり、各学生がオンラインにて申し込み手続きを行い、各教育期間が AHPRA へ学生が卒業する旨を報告することで、AHPRA が判断を行い、登録が行われる。

2) General Registration については、過去に国内、あるいは外国にて、歯科医療職として労働していた場合に行う登録方法である。外国人歯科医師として、この登録が可能であるのは、①ニュージーランドにて歯科医籍登録をしている者で、Trans Tasman mutual recognition により認められている歯科医師、②英国、アイルランド、ニュージーランドの歯科学位を保持する歯科医師、③カナダの歯科医師学位 (DDS/DMD) 保持者で、追加条件を修了した歯科医師、④・外国人歯科医師で、オーストラリアの学位を取得した歯科医師

・ADC による「ASSESSMENT OF OVERSEAS QUALIFIED DENTAL PRACTITIONERS」に合格した歯科医師となっている。

「ASSESSMENT OF OVERSEAS QUALIFIED DENTAL PRACTITIONERS」の内容は、パート1 : Initial

assessment、パート2 : English language test、パート3 :

Preliminary(written) examination、パート4 : Final (clinical) examination

となっている。年に2度のセッションが組み立てられており、およそ6ヶ月間となる。MCQ および実際の治療を通して評価が行われる。到達基準は、オーストラリア国内の新卒業生が具備する能力を基準としている。場所は、各大学の附属病院とし、実施内容には、歯周病治療や他治療、X線撮影等が含まれる。費用は、パート1が610豪ドル、パート3が1,110豪ドル、パート4が6,615豪ドルである。(2012年1月現在)

3) Limited Registration (外国人) については、①Public Sector Dental Workforce Scheme (PSDWS) にて労働する歯科医師、②卒後研修あるいは管理施設での診療を行う歯科医師に適用される。

D. 考察

平成22年度において、3つの国、地域における外国人歯科医師の受入れ体制、諸状況についての調査をした結果、外国人歯科医師の受入体制を構築するためには、卒前教育制度、卒後教育制度、社会保険制度への登録、言語要件の設定、教育機関・免許登録の国籍、本人の国籍等、様々な点について、整備をする必要があることが示唆された。先例として免許認証を行っている EU/EEA 加盟国では、その後ろ盾として、労働の自由のみならず、その他居住、教育の権利等様々な点において保障を示す非常に強力な法的根拠が設定されており、加盟国相互の条件を揃えている実情が明らかとなった。一方、各国では、その社会保障制度を維持する

ため、社会保険医への登録条件に、研修、言語要件などの条件が付与されている点は、現在の我が国における社会保険医登録の状況を改善するためには、非常に参考となるものと考えられた。また、200校を超える教育機関がある欧州地域において、教育ガイドライン「Profile and Competences for the Graduating European Dentist-2009」の存在は、我が国の歯学教育・モデル・コア・カリキュラムと重なる点でもあるが、相互訪問による評価や当該国における教育機関としての評価認証のあり方、また米国における ADACODA の役割を考えると、我が国における教育機関が、歯学教育・モデル・コア・カリキュラムをどの程度運用しているか、外部評価を含めた認証評価を行う制度が必要であると考えられた。

米国においても、教育要件、臨床試験要件について、50州がそれぞれに州法に則り、歯科医師に関する試験を行なっている点から、歯科医師管理を行う組織が明確にその役割を履行していることが明らかとなった。

現在の我が国の置かれている状況としては、公用語が日本語であり、歯科医師国家試験も日本語で実施されている状況である。その点で、母国語を日本語とする国は、世界に日本以外にないことから、現実としては外国人歯科医師の流入はあまり考えられない状況である。しかしながら、今後、世界的な流れとして、卒前教育内容の他国への開示が促進され、国家間での歯科医療の質の保証の開示が行われる状況となった時、歯科医学教育機関で取得できる学士の相互認証が進む可能性もあり、我が国においては、歯科医師国家試験のあり方も含め、免許そのものの価値を相互に認め合う体制への移行

を考慮して、今後、卒前教育、卒後・生涯研修のあり方を構築する必要があると考えられた。ADACODA の国際的評価認証制度である International Accreditation のように、ある国が、他国の教育機関を自国の教育機関と同等に扱う制度も始まっている。

平成 23 年度の本調査で明らかとなったように、経済連携協定、単一市場の構築等を目的とする各国間の連携により、サービスの自由移動、熟練労働者の自由移動に関しては、より一層、移動を促進するために制度 (MRA) が整備されている。相互に自由移動に対する障壁を取り払い、かつ、制度を明確化することは、それまでの国内における歯科医師の質、あるいは、教育の質を再考する機会となると思われる。

ASEAN 地域における歯科医師の MRA については、2015 年に向けて、さらに深化した議論が進められるものと思われる。特に、歯科医師に関わる Core Competency の確立を求めている点においては、東南アジア歯科医学教育学会が中心となって、ASEAN における歯科医師像を具体的に示す Competencies が作成されるものと思われる。この書類が持つ意義については、ASEAN 各国、近隣諸国で、歯科医師養成課程カリキュラム立案の基本となる Core Competency が共有され、各歯科大学にて、この Competency を基本とした学習成果基盤型教育がなされることで、ASEAN 共通基盤の高等教育が可能となり、ASEAN 大学ネットワーク (AUN) における学生の移動の促進につながる可能性がある。この動きについては、EU における教育ガイドライン「Profile and Competences for the Graduating European Dentist-2009」の存在と同義となる可能性が秘められている。また、このカリキュ

ラムを国際的に評価・認証し合うことで、ASEAN 域内のみならず、他国との間において、教育の質保証が可能となり、その結果、養成される歯科医師の質の担保を示すことが可能となる。2012 年度 SEAADE 香港大会にて、作業が進められる予定となっているほか、この作業のスーパーバイザーとして、韓国歯科医学教育評価機構（KIDEE：Korean Institute of Dental Education and Evaluation）が参加することが予定されている。韓国については、日本と同様に ASEAN 加盟国ではないものの、その PDRA の一つである KIDEE の活動は、この数年間に渡り非常に活発なものである。英国、米国、欧州、オーストラリア、カナダの PDRA に活発な交流を促進するとともに、東南アジア地域での主導的役割を果たそうとする勢いがみられる。我が国で歯科医師という職業の方向性に大きな影響を与える組織は、政府あるいは日本歯科医師会、大学教育機関、学会等が挙げられるが、いわゆる「国際化」に対し、歯科医療界はどのように対応していくのかを、どの機関でも、とにかく早めに国内論議を起こすことを願う。現実として、ASEAN では、2015 年をデッドラインとしたスキームで AEC 成立を目指し、議論を進めている。これらの動きに対応するために、「人材」、「労働力」である「歯科医療職」の価値・質を、客観的に管理・監督する機関すなわち日本版 PDRA の設立、同時に国際標準に従った新たな管理・監督制度の導入（生涯研修の義務化）、高等教育機関の質保証の充実、懲戒制度の明確化等の導入に向けて、従来の我が国の歯科医療制度を、確認すべき時が来たと考える。

また、マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、近隣国として、韓国、オーストラ

リアの状況調査からは、各国の情報提供体制が整備されている点が認められ、歯科医師の管理・監督方法について、必要十分な情報を、ホームページ、インターネット上に、英語にて掲載していることが明らかとなった。本調査で焦点を合わせている外国人歯科医師の受入体制においては、その性質上、国内向けの情報開示だけでは不十分であり、外国人を意識した情報発信の制度が多くで確立されていることは参考となる。また、ASEAN の歯科医師 MRA にリストに掲載されている項目でもある各国における専門歯科規制当局（PDRA）について、いわゆる厚生労働省・保健省ではなく、歯科医師の管理・監督を専門とした歯科評議会が設置されている点は、注目すべき点である。省庁から独立して、歯科医師の免許登録管理を行う団体が存在することで、省庁管轄でありながらも、独立性を保ちながら、歯科医療界、歯科医師の質の管理を実施していることが認められた。

AEC ブループリント上では、まだ3年間あることから、各国の外国人歯科医師の受入体制については、今後また変化をしていくものと考えられる。これまでの歴史的な国家関係（(例) Common Wealth マレーシア、オーストラリア、シンガポール、英国、カナダ等）では、他国に認められない外国人歯科医師受入制度が拡充されていることも事実であるが、それ以外の国についても、対象リストを作成し、その受入レベルを明示している点は、非常にわかりやすいものである。また、歯科医師不足の国（オーストラリア等）では、登録レベルのコントロールにより、歯科医師不足の地域に外国歯科医籍歯科医師を送り出す制度もあり、まさに、外国人歯科医師をも考慮した Workforce Planning（労

働力計画) が実施されていた。まさに国境を超えての人材獲得方法である。歯科医師の登録レベルについては、完全な登録とは別に、一時的な登録(教育、研究目的)や、条件付き登録等、数種類の登録レベルを設定している国が多く見られた。一律の完全登録制度ではなく、数種類の登録制度を確立し、運用することで、様々な人材確保という視点での制度活用が可能であると思われた。

ASEAN 地域における歯科医師の自由移動の活発化については、実際に制度運用がなされ、経済的状況を背景とした動きが生じてからでないと、その将来は見えてこないが、2015 年を迎えていない現在でも、マレーシア、シンガポール、オーストラリアでは、多くの外国人歯科医師が、資格を行使している事実がある。歯科医師過剰と言われている我が国では現実味が無い話題ではあるが、優秀な人材、歯科医師を確保が、当該国の歯科医療において、臨床、研究、教育の質向上に寄与することを考えると、2015 年以降の実移動の把握、また、本邦に来る留学生の質の調査等、今後進めるべき調査活動は多くあると思われた。いずれにしても、各国の PDRA 担当者と直接話を行うことができる担当者、担当部署を、我が国で整備し、できるだけ早急に議論への参加をしてもらうことを願うところである。

現在、米国との貿易関連の話題でもある環太平洋戦略的経済協定(TPP: Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)においても、外国人歯科医師の本邦への流入の話題が出る。国際的な質標準、基準をいかに策定していくか、というプロセスを考えると、本調査で得られた情報を活用し、我が国の歯科医

師国家試験の在り方、保険医療制度における社会保険医の在り方を議論し、早めに国際的な議論をリードする立場となる必要があると思われた。

E. 結論

自由貿易、経済協力協定に基づく単一市場、共同市場の創立の動きにより、歯科医療職人材が国境を越えて活動をすることが可能となり、その地域は、2015 年の ASEAN における取組みをもって拡大していく。また、Core Competency の共有により、今まで不透明であった国家間の歯科医師の質について、教育課程の Accreditation (評価認証)を通して、その差を比較し、同等であることを証明することが可能となる。このように、国際的な労働力移動自由化が現実となる時代においては、「歯科医師」という職種が、どの国においても、一定の職種範囲を共有し、その質が互いに担保されることが日常となるかもしれない。将来の歯科医師を養成する歯科医学教育機関においては、自国の国民のための歯科医師養成を主目的としても、現実的に、その中から他国で労働を行う歯科医師が出てくることを踏まえ、カリキュラム立案時に、世界で共有されるレベルの Competency を教育の中に組み入れ、国際認証に耐えうるカリキュラムをもって、学生教育にあたる必要が出てくると思われる。同時に、国際的な高等教育における学位の質保証についても、考慮する必要が生じるとと思われる。

外国人歯科医師の受入れについては、歯科医師免許の認証という点だけではなく、EU の「Profile and Competences for the Graduating European Dentist-2009」、ADACODA が認証して

いるプログラムのあり方等学位取得についての卒前歯学教育の内容、質の保証が重要であることが明らかとなった。また、社会保険医登録のための研修含めた卒後・生涯研修を整備することが、外国人歯科医師が新たに登録した国で、医籍登録後の質の保証を担保することができると考えられた。

歯科医師の自由移動を促進する歯科医師に関わる MRA は、ASEAN 加盟国の専門歯科規制当局 (PDRA) の役割を明示しており、この指針は、各国の歯科医師の管理・監督制度に大きな影響を与えているものと思われた。そして、東南アジア諸国を中心に、韓国、オーストラリアにおける歯科医師の管理・監督制度、外国人歯科医師の受入制度を調査したところ、専門歯科規制当局 (PDRA) が、その制度運用を担っており、それらに関わる情報が、外国人に対し伝達されやすい状態で、周知されている状況がわかった。各国での手続き、プロセスは異なることもあったもののいずれの登録についても、明確に制度化されているものであった。

ASEAN という我が国の近隣諸国における大きな変化を単に見過ごすのではなく、将来の真の国際協調、協力関係を構築するために、我が国における歯科医師の管理・監督体制について、PDRA の設立も含め、早急に、議論を起し、推し進める必要があると思われた。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表

日本歯科医学教育学会誌投稿中

2. 学会発表

・2011年10月29日～30日
東南アジア歯科医学教育学会 (SEAADE)
シンガポール大会、Dental education
in the era of free-movement of
dentist across the border.

Jun Tsuruta

・2012年7月6、7日
日本歯科医療管理学会沖縄大会にて
発表予定、オーストラリアにおける歯
学教育管理に関する研究
発表者 鶴田 潤

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

資料1：欧州連合（EU）／欧州経済領域（EEA）における歯科医師について

欧州連合 (EU) / 欧州経済領域 (EEA) における歯科医師について

EU/EEA 地域における歯科医師数は、32 カ国人口合計 5 億 1 千 4 百万人に対し、40 万 7 千人であり、歯科医師対人口比は、1,264 人である。

国名	年	人口	登録歯科 医師数
Austria	2008	8,331,930	4,501
Belgium	2007	10,666,866	8,423
Bulgaria	2005	7,640,238	7,987
Croatia	2007	4,435,383	4,137
Cyprus	2008	794,580	1,018
Czech Rep	2007	10,381,130	8,146
Denmark	2008	5,475,791	7,298
Estonia	2008	1,340,935	1,358
Finland	2007	5,300,484	5,866
France	2008	63,753,140	40,968
Germany	2008	82,221,808	83,339
Greece	2008	11,214,992	14,126
Hungary	2008	10,045,000	5,500
Iceland	2008	314,321	360
Ireland	2008	4,419,859	2,578
Italy	2007	59,618,114	54,190
Latvia	2008	2,270,894	1,457
Liecht'stein	2008	35,365	41
Lithuania	2008	3,366,357	3,010
Luxemb'rg	2008	483,799	363
Malta	2008	410,584	176
Nethlds	2008	16,404,282	10,901
Norway	2006	4,737,171	5,735
Poland	2008	38,115,641	29,947
Portugal	2008	10,617,575	7,514

Romania	2008	21,528,627	14,000
Slovakia	2007	5,400,998	3,185
Slovenia	2008	2,025,866	1,637
Spain	2008	45,283,259	24,515
Sweden	2005	9,182,927	14,355
Switz'land	2008	7,591,414	4,500
UK	2008	61,185,981	35,873
32 カ国合計数		514,595,311	407,004
32 カ国 1 歯科医師 対人口		1264	1
日本 1 歯科医 師対人口	2008	1284	1

資料 2 : 欧州連合 (EU) / 欧州経済領域 (EEA) における各国の歯科医師の
流出入について